三(会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同一・二(略)	。 きないものに限る。)を除く。以下この条において同じ。)とする 場げる株式(商法第二百四十二条の規定により株主が議決権を有し 場がる株式(商法第二百四十二条の規定により株主が議決権を有し 式から除く株式)	(組織変更計画書の記載事項) (組織変更計画書の記載事項)	改正案
三(会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同一・二(略)	。 きないものに限る。)を除く。以下この条において同じ。)とする 掲げる株式(商法第二百四十二条の規定により株主が議決権を有し 第八条 法第百三条第一項に規定する内閣府令で定める株式は、次に 式から除く株式)	(組織変更計画書の記載事項) (組織変更計画書の記載事項) (組織変更計画書の記載事項)	現

る株式とみなされるものを除く。) して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断して当該会社の株式の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断して当該会社の表

四・五 (略)

(資本の額の減少の認可申請)

次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。本の額の減少について認可を受けようとするときは、認可申請書に第十一条 株式会社証券取引所は、法第百五条第一項の規定による資

|〜五 (略)

規定による公告及び通知の状況を記載した書類六(株式の併合をする場合においては、商法第二百十五条第一項の

規定による公告及び通知の状況を記載した書類七 株式の消却をする場合においては、商法第二百十五条第一項の

八 (略)

有する株式とみなされるものを除く。) 「中国の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は所に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりのに基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりのに基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりのに基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりのに基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりのに基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりのに基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりのに基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりのに基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりのに基づかが、個別の投資判断して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断

四・五 (略)

(資本の額の減少の認可申請)

次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。本の額の減少について認可を受けようとするときは、認可申請書に第十一条 株式会社証券取引所は、法第百五条第一項の規定による資

通知の状況を記載した書類において準用する同法第二百十五条第一項の規定による公告及び六 株式の併合をする場合においては、商法第三百七十七条第一項

知の状況を記載した書類おいて準用する同法第二百十五条第一項の規定による公告及び通七 株式の消却をする場合においては、商法第二百十二条第二項に

八 (略)

(会員証券取引所が合併を行う場合の合併契約書記載事項)

第二十五条 (略)

る場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。百三十六条第二項第二号に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げ、法第百三十八条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、法第

一 合併を行う株式会社証券取引所が合併後存続する場合 次に掲

げる事項

イ (略)

引所の会員に対する新株の割当てに関する事項新株の総数、種類及び数並びに合併により消滅する会員証券取口(合併後存続する株式会社証券取引所が合併に際して発行する

ハ~チ (略)

二 (略)

別表第一(第二十条、第二十一条関係)

価格 (最高価格、最低価格及び	二 株券は、銘柄別に、売買成立	(略)	通知、公表及び報告事項
、毎月一回額面五十円以外	四出資証券等の額面金額は	- (略)	注意事項

(会員証券取引所が合併を行う場合の合併契約書記載事項)

第二十五条 (略)

百三十六条第二項第二号に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げ2(法第百三十八条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、法第

一 合併を行う株式会社証券取引所が合併後存続する場合 次に掲る場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

げる事項

イ (略)

新株の総数、額面又は無額面の別、種類及び数並びに合併によ口(合併後存続する株式会社証券取引所が合併に際して発行する

り消滅する会員証券取引所の会員に対する新株の割当てに関す

る事項

ハ~チ (略)

二 (略)

別表第一(第二十条、第二十一条関係)

四~七 (略)	価格)及び数量	(最高価格、最低価格及び最終	別に、額面金額、売買成立価格	資証券等」という。)は、銘柄	務規程に定めるもの (以下「出	証券として当該証券取引所が業	証券その他これらに準ずる有価	指数連動型上場投資信託の受益	新株引受権証券、日経三百株価	三 出資証券、新株引受権証書、	最終価格) 及び数量
									5 +- (略)	び報告することで足りる。	のものにつき通知、公表及
=				1							
一下六 (略)				終価格) 及び数量	格(最高価格、最低価格及び最	柄別に、額面金額、売買成立価	下「株券等」という。)は、銘	所が業務規程に定めるもの (以	る有価証券として当該証券取引 五~十一 (略)	の受益証券その他これらに準ず	百株価指数連動型上場投資信託